

# 令和元年10月1日から 3～5歳の幼稚園、保育園、認定こども園などを 利用する子どもたちの利用料が**無償化**されます。

※ 0～2歳の住民税非課税世帯の子どもたちも対象になります。

## 幼稚園、保育園、認定こども園等を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

### ■ 幼稚園、保育園、認定こども園等を利用する3～5歳の全ての子どもたちの利用料が無償化されます。

- 幼稚園については、月額上限25,700円です。
- 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。  
(注) 幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。
- 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもたちと全ての世帯の第3子以降の子どもたちについては、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。

### ■ 0～2歳の子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。

- さらに、子どもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育園等を利用する最年長の子どもを第1子とカウントして、0～2歳の第2子は半額、第3子以降は無償となります。  
(注) 年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

【対象となる施設・事業】

### ■ 幼稚園、保育園、認定こども園に加え、**小規模保育、事業所内保育、企業主導型保育事業**(標準的な利用料)も同様に無償化の対象とされます。

## 幼稚園の預かり保育を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

### ■ 無償化の対象となるためには、お住まいの市町から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

(注)原則、通われている幼稚園を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育園の利用と同等の要件)がありますので、お住まいの市町にご確認ください。

### ■ 幼稚園の利用に加え、**利用日数に応じて、最大月額11,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化**されます。

## 認可外保育施設等を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

### ■ 無償化の対象となるためには、お住まいの市町から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

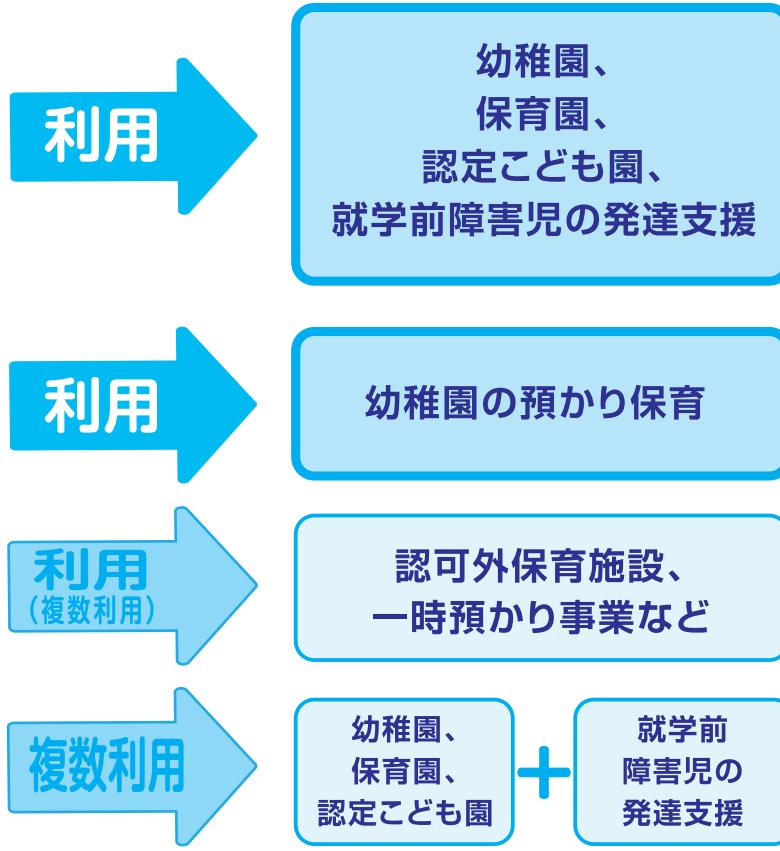
(注1)認可の保育園、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

(注2)「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件がありますので、お住まいの市町にご確認ください。

### ■ 3～5歳の子どもたちは月額**37,000円**まで、0～2歳の住民税非課税世帯の子どもたちは月額**42,000円**までの利用料が無償化されます。

### ■ 就学前の障害児の発達支援事業所を利用する子どもたちについても、3～5歳の利用料が無償化されます。

# <幼児教育・保育の無償化の主な例>



※ 0~2歳については住民税非課税世帯のみ上記と同様の考え方により無償化の対象となる(認可外保育施設の場合、月額42,000円まで無償)。

(注1) 幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、お住まいの市町から「保育の必要性の認定」を受けることが必要。

(注2) 認可外保育施設については、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設ける。

(注3) 例に記載はないが、小規模保育、事業所内保育、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も対象。

<お問い合わせ先>

磐田市 こども部 幼稚園保育園課 運営支援グループ TEL 0538-37-2754